



2018  
臨時総代会  
特別号



平成29年度臨時総代会を開催しました



NOSAI  
ノンちゃん

NOSAI 滋賀

# 平成29年度臨時総代会開催

## 全議案を可決

平成30年3月22日（木）、平成29年度臨時総代会を「アザ淡海」（大津市）で開催しました。

山下組合長理事のあいさつに始まり、来賓の田中一秀滋賀県農政水産部農政課農業団体指導検査室室長補佐より祝辞をいただきました。

議長には、近江八幡市の熊木喜一総代が選出され、定款や共済規程の一部変更など提出された3議案について慎重に審議された結果、全て原案どおり可決承認されました。今回の臨時総代会は、主に昨年成立した農業災害補償法の一部を改正する法律（平成29年法律第74号）の施行に伴い、定款や共済規程について所要の整備を行い、改正する必要があつたため開催しました。

## 総代のみなさまにご審議いただいた 議案について解説します

### 第1号議案

#### 「定款の一部変更について」

##### 【主な変更点】

- 農業災害補償法の見直しが行われ、農業共済事業に加えて農業経営収入保険事業が新たに導入されます。また、法律名が、「農業災害補償法」から「農業保険法」に変わりました。
- 平成31年から開始される農業経営収入保険事業は、今年4月2日に発足した「全国農業共済組合連合会」から業務委託を受けて実施することを、新たに定款に定めます。加入手続きや保険金支払いなどの業務は、全国農業共済組合連合会から委託を受けた地域の農業共済組合（滋賀県では当組合）が担います。
- これまで当然加入制だった農作物共済（水稻・麦）が平成31年産から任意加入制に変更となるため、当然加入制についての記述を削除します。※平成30年産の水稻共済は当然加入制です。

### 第2号議案

#### 「共済規程の一部変更について」

農業災害補償法の見直しが行われ、農業経営収入保険事業が新たに導入されたため、規程名が「共済規程」から「事業規程」に変わります。

農業共済事業の見直しにあわせて行う主な変更は下記のとおりです。

現 行	見直し内容
<b>農作物共済の当然加入制の取り扱い</b> ・水稻、麦は共済への加入が義務づけ	・平成31年産から任意加入制に移行
<b>引受方式等の取扱い</b> ①引受方式 <b>農作物共済・烟作物共済</b> ・一筆方式 被害は場の全筆を農業者が現地調査等を行つて損害評価する方式	・原則平成33年産まで廃止 ・農作物共済の他の引受方式に <b>一筆半損特例</b> （※）を導入 ※収穫量が50%以上減少したば場がある場合は、坪刈り等を要さず50%減収と評価して支払い ・統計データを用いて共済金を支払う方式 <b>（地域インデックス方式）</b> を創設
<b>園芸施設共済</b> ・園芸施設の短期加入 期間を選択して加入する方式	・リスクの予見は困難であり、補償の総合化を図るため、平成31年1月引受から廃止
<b>②補償割合</b> <b>烟作物共済・果樹共済</b> ・烟作物、果樹は1種類のみ	・平成31年1月引受から <b>複数の選択肢</b> を設ける（現行の補償割合を上限とする）
<b>家畜共済の取扱い</b> ①死廃共済と病傷共済のセット加入 ②期首の資産価値で補償する方式  ③初診料は自己負担、それ以外の診療費は共済金で補償 ④家畜の異動の都度、農業者が申告する仕組み	①平成31年1月引受から <b>死廃共済と病傷共済に分離</b> し、選択可とする ②平成31年1月引受から日々価値が増加する肥育牛等は事故発生時の資産価値で補償 ③平成32年1月引受から診療費全体（初診料を含む）の1割を自己負担 ④平成31年1月引受から期首に年間の飼養計画を申告し、期末に掛金等を調整する方法に簡素化

※定款、事業規程をホームページ上に公開しています。

### 臨時総代会提出議案

#### 第1号議案

定款の一部変更について

#### 第2号議案

共済規程の一部変更について

#### 第3号議案

農作物共済危険段階基準共済掛金率の設定について



## 第3号議案

# 「農作物共済危険段階基準共済掛金率の設定について」

平成30年産水稻及び平成31年産麦から向こう3年間に適用する危険段階基準共済掛金率を設定します。

## 【危険段階基準共済掛金率の設定について】

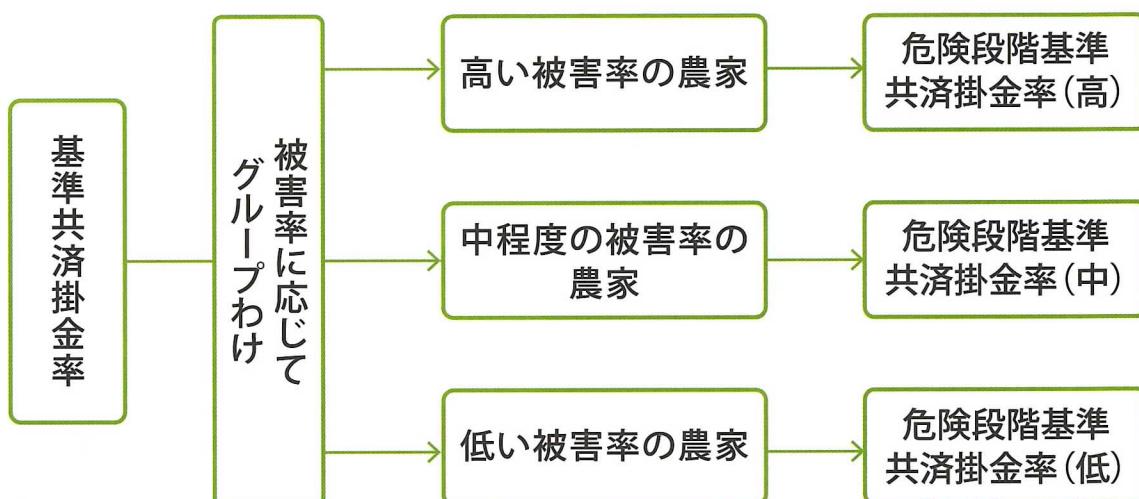
個人ごとの過去の被害率に応じた共済掛金率を導入します。これまで集落ごとに共済掛金率を設定していましたが、被害の多い組合員と被害がない、もしくは少ない組合員とでは、掛金が異なる仕組みへと変わります。

これにより、被害率の低い組合員は低い掛金率が、被害率の高い組合員は高い掛金率が適用されることで、組合員間の負担の公平が図られることになります。

なお、危険段階は一定期間で見直しを行い、常に個人ごとの被害に応じた掛金となります。

※掛金率とは、皆様に負担していただく掛金算出の基礎となるものです。

## 危険段階基準共済掛金率設定のイメージ



## 臨時総代会で出された主な質疑・応答について

**質疑**：全国農業共済組合連合会が設立されますが、滋賀県農業共済組合が保有する積立金は今後どのように取り扱われるのですか？

**応答**：保有する積立金は、当組合が引き続き保有します。

**質疑**：農業保険法の施行に伴い、生産調整に関する事務がどのように変化するのか懸念しています。

**応答**：現在、水稻共済や生産調整に関するデータを一括してとりまとめる一体化様式があります。水稻共済が任意加入制となった後もこのデータは多くの団体で使われる大切なものです。今後も提出していただけるよう他団体と協議をしています。

**質疑**：農作物共済が当然加入制から任意加入制となると、無保険者が出てくる可能性がありますか？

**応答**：無保険の方が出ないよう、収入保険制度・農業共済制度のどちらかにご加入していただき、セーフティネットの役割が果たせるよう推進してまいります。